会費規程

（目的）

第１条　この規程は特定非営利活動法人徳島こども食堂ネットワーク（以下、「当法人」という。）の定款第７条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（性格）

第２条　当法人の会員は、当法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、地域におけるこども食堂の充実に寄与するものである。

（会員の範囲と義務）

第３条　当法人の会員は、定款第６条に定める種別の通りとし、定款第８条の規定により、本規定第４条の会費を納入しなければならない。

（会費）

第４条　定款第８条による会費は、次の通りとする。

（１）正会員

　　　個人会員および団体会員　年会費１口１０千円を１口以上

（２）賛助会員

　　　団体会員　年会費１口５千円を１口以上

　　　個人会員　年会費１口３千円を１口以上

２　年会費は、毎年１０月１日より翌年９月３０日までの１年の会費をいう。

（会費の納入）

第５条　会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。なお、年度の中途に新たに入会するものは、時期にかかわらず年会費を納入するものとする。

２　会費の当法人の口座への振込みに係る振込手数料は、会員の負担とする。

（規程の変更）

第６条　この規程は、総会の議決によって変更することができる。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長において別に定める。

附　則

１　この規程は、２０２１年１０月１日から適用する。